

安

全・安心確保の為、小規模貯水槽の  
定期的な **(年1回以上) 清掃と検査**  
を実施しましょう！



※設備の維持管理も実施しましょう！

※飯塚市水道事業給水条例施行規程において、有効水量  
10 m<sup>3</sup>以下の貯水槽水道は、**年1回以上の清掃及び検査**  
を行うこととされています。

詳しくは飯塚市HPをご参照ください。

<https://www.city.iizuka.lg.jp/j-kanrikyusui/jusuisou.html>



お問い合わせ先  
飯塚市企業局  
上水道課建設係  
0948-96-8618